日理協 24 第 199 号 2024 年 7 月 30 日

内閣府特命担当大臣(こども政策少子化対策若者活躍男女共同参画)加藤 鮎子 殿

公益社団法人日本理学療法士協会 長 斉藤 秀 一次には「中国」

2025 年度予算概算要求に向けての要望

平素より本会および理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。 2025 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、 速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

健康長寿社会の形成に資する新産業創出にむけた提案につきまして、ご高配を賜りますよう 何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 共生社会の推進におけるリハビリテーションや理学療法の普及と促進
- 2. 自治体と専門職団体が連携した啓発活動の普及や好事例の見える化

各項目の詳細は別添参照

以上

## 2025 年度予算概算要求に向けての要望事項

(※) については、添付資料をご参照ください。

## 1. 共生社会の推進におけるリハビリテーションや理学療法の普及と促進 (※添付p2)

令和6年4月1日より、障害者差別解消法における合理的配慮の提供が義務化されました。 障害のある人もない人も、共に生きる社会の実現に向けて、取組が推進されるためにも、障害 に対する確かな理解と普及が必要となります。他方、大臣官房孤独・孤立対策推進法施行準備 室による「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との 「つながり」が生まれる社会」の実現に向けても取組が推進されています。

障害を理解し、また、社会的に脆弱な立場にある方々が取り残されない社会を構築するためにも、身体ケアを含めたバックサポートを理学療法士は担うことができます。よって、<u>これらの取組のさらなる推進ならびに推進にむけた理学療法士の活用について、予算の確保を要望します。</u>

## 2. 自治体と専門職団体が連携した啓発活動の普及や好事例の見える化 (※添付 p 3)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正等により、障害を抱える人を取り巻く環境は確実に改善されつつありますが、障害のない人を前提に作られた社会や組織の仕組み、文化や習慣などが「社会的障壁」となり、障害を持つ人たちが不利益や困難さを感じざるを得ない状況が、今も解消されずにいます。

障害を理由とした生きづらさの解消を進めていくためには、物理的な障壁を取り除くだけではなく、国民1人1人の障害理解を深め、別添事例のような、障害を深く理解する専門職が関わる地域での「共生社会」の推進に向けた普及啓発活動の活発化が求められます。

障害を理由とする差別の解消を一層推進する観点から、専門職による心のバリアフリーに関する地域での普及啓発活動の費用補助を充実するとともに、<u>自治体と専門職団体が連携した啓</u>発活動の普及や好事例の見える化を要望します。